

## 検討課題と検討結果

&lt;総務省提出資料①&gt;

検討課題	検討結果
<p><b>案1：保護者による青少年のインターネット利用の管理のあり方</b></p> <p>青少年のインターネット利用の適切な管理等に努める保護者の責務を定める、青少年インターネット環境整備法（以下「法」という。）第6条に関し、保護者による青少年のインターネット利用の把握・管理が社会的に必要であることは言うまでもないところ、青少年のプライバシー意識の高まり等の環境変化や、保護者のネットリテラシー不足の問題もあり、必ずしも円滑になされているとは言い難い。こういった問題意識を背景に、適切な管理・把握の在り方、それを支援するツールのあり方について検討を行う。</p>	<p><b>■概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者によるインターネット利用状況の把握は、青少年との会話によって本人から説明させることや、インターネット端末を利用している様子を家庭内で見守ることを基本とすべきである。</li> <li>・青少年本人の同意を前提として、保護者に対して、ウェブサイトの閲覧履歴やメールの送受信履歴を簡便に閲覧できるツールは、利用状況の把握に強力な効果を持つ一方、青少年の携帯電話インターネット利用に強い制約をもたらし、青少年のプライバシーへの強い制限となるため、当該ツールを直ちに利用可能とすべきとの提言や、保護者に対して利用履歴の確認を奨励すべきとの提言を行うべきではない。</li> </ul> <hr/> <p><b>■中間報告の該当部分</b></p> <p><b>【20ページ】</b></p> <p>保護者には特に以下の事項が求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たにインターネット接続サービスを青少年に利用させる場合には、発達段階に応じた適切な利用ルールを定め、ルールの履行状況を継続的に管理することが求められる。その際、家族間のコミュニケーションや青少年の生活習慣に与える影響について特に留意することが求められる。</li> <li>・フィルタリング等によるインターネット利用の管理の比重を軽くし、青少年の自律的な利用を前提とした対策に移行する場合は、青少年のリテラシーが十分な水準に達していることが前提となる。青少年本人の申し出のみによらず、日常の家庭内での会話の内容等に基づき、青少年のリテラシーの水準を的確に評価することが求められる。</li> </ul> <p><b>【21ページ】</b></p> <p>○保護者による、青少年のインターネットの利用履歴の閲覧について</p> <p>保護者には、法第6条において、青少年のインターネット利用状況を把握する責務が課せられているが、特に携帯電話インターネットについてはそのパーソナル性から、外出先や個室での利用等、保護者が利用状況を把握することが困難な場合がある。これを容易にするために、青少年本人の同意を前提として、保護者に対して、ウェブサイトの閲覧履歴やメールの送受信履歴を簡便に閲覧できるツールを利用可能にすべきとの指摘がある。しかしながら、当該ツールは利用状況の把握に強力な効果を持つ一方、青少年の携帯電話イン</p>

	<p>ターネット利用に強い制約をもたらし、青少年のプライバシーへの強い制限となるため、この点を斟酌すれば、当該ツールを直ちに利用可能とすべきとの提言や、保護者に対して利用履歴の確認を奨励すべきとの提言を行うべきではない。そもそも、保護者によるインターネット利用状況の把握は、青少年との会話によって本人から説明させることや、インターネット端末を利用している様子を家庭内で見守ることを基本とすべきである。</p>
--	--

検討課題	検討結果
<p><b>案2：保護者等に対する実効性ある普及啓発のあり方</b>            青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等を定める法第13条乃至第16条に関し、保護者、青少年及び教育関係者等に対する実効性ある普及啓発のあり方について検討を行う。</p>	<p><b>■概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者等に対する実効性ある普及啓発のあり方については、2月以降に検討予定。</li> <li>・保護者及び青少年のインターネットリテラシーに関する指標も重要な政策ターゲットとすべきである。行政には、保護者及び青少年のインターネットリテラシーに関する指標を整備し、定期的に公表していくことが求められる。</li> </ul> <hr/> <p><b>■中間報告の該当部分</b></p> <p><b>【23ページ】</b></p> <p>保護者及び青少年のインターネットリテラシーに関する指標も重要な政策ターゲットとすべきである。行政には、インターネットリテラシーに関する指標を、国際的に比較可能な形で、整備し、定期的に公表していくことが求められる。</p>

検討課題	検討結果
<p><b>案3：保護者の安易なフィルタリング不使用・解除への対策等のフィルタリングの更なる普及に向けた取組</b>            法第17条においては、青少年が携帯電話等を通じてインターネットを利用する場合にはフィルタリングサービスの利用が原則とされているところ、平成21年度内閣府調査によると、携帯電話等におけるフィルタリングの利用率は50%弱にとどまっていることから、携帯電話等におけるフィルタリングの更なる普</p>	<p><b>■概要</b></p> <p>・リテラシーが十分でない保護者によって、安易なフィルタリングの不使用/解除がなされているとの指摘があり、こういった状況に対応するため、保護者の判断を制限する取組（フィルタリング解除理由の制限や解除理由書の提出等）が検討され、一部地方公共団体の条例で実施されている。こういった取組は、フィルタリング普及に一定の効果をあげていると考えられるものの、まずは保護者の判断を尊重すべきであり、当該取組は各地方の実態に鑑みた例外的な措置として捉えるべきであって、対策は、保護者の判断権を必要以上に制限するのではなく、各関係者が保護者による判断を適切にサポートすることによって図られるべきである。</p>

及に向けた、原因の分析及び抜本的な対策を検討する必要があると考えられる。

たとえば、法第17条においては、携帯電話等におけるフィルタリングの不使用・解除は保護者に委ねられているところ、上記調査によると、保護者がフィルタリングを利用しない理由としては、「子どもを信用している」(約42%)、「特に必要を感じない」(約29%)が上位を占めており、保護者が必ずしも子どものインターネット利用におけるフィルタリングの重要性・必要性を認識してはいないのではないかと指摘されている。そうした保護者の安易なフィルタリング不使用・解除を避ける方策について、携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び販売代理店、保護者、教育関係者、行政等の関係者に求められる事項について検討を行う。また、未成年利用の確認の徹底等の方策について検討を行う。

・携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び契約代理店には、保護者が適切に判断を下せるよう、判断材料の情報提供や保護者のリテラシー能力の向上等のサポートを行う役割を担うことが求められる。とりわけ保護者によるフィルタリング不使用/解除申告時には、フィルタリングを利用しない場合、青少年有害情報の閲覧等のリスクが飛躍的に高まることについて説明することが求められる。

・保護者名義で回線契約が締結されているが、実際にはその保護する青少年が利用している携帯電話端末(いわゆる「親ケータイ」)については、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に、新規契約・機種変更等の機会を捉えた確認等により、青少年利用の有無の確認強化を進めていくことが求められる。

#### ■中間報告の該当部分

##### 【20ページ】

○リテラシーが十分でない保護者への対応

リテラシーが十分でない保護者によって、安易なフィルタリングの不使用/解除がなされているとの指摘がある。こういった状況に対応するため、保護者の判断を制限する取組(フィルタリング解除理由の制限や解除理由書の提出等)が検討され、一部地方公共団体の条例で実施されている。こういった取組は、フィルタリング普及に一定の効果をあげていると考えられる。しかしながら、基本的な考え方に沿えば、まずは保護者の判断を尊重すべきであり、保護者が自らの教育方針等に基づきフィルタリング解除が適切と判断しても解除ができない場合があり得るというデメリットが生じることを斟酌すれば、当該取組は各地方の実態に鑑みた例外的な措置として捉えるべきである。なお、たとえ各地方の実態に鑑みた例外的な措置であっても、保護者の判断権を完全に制限する取組(フィルタリング完全義務化)は、過度に保護者の判断を制限しており、行うべきではない。もちろん、リテラシーが十分でない保護者が、十分な判断材料に基づかずにフィルタリングの解除を安易に判断するリスクへの対策は積極的に検討されるべきである。実際、フィルタリングをかけない場合の危険性についての認識やフィルタリングをかけた場合にもカスタマイズ等の選択肢があることについての認識がない事例もかなり多いと考えられる。しかしながら、対策は、保護者の判断権を必要以上に制限するのではなく、各関係者が保護者による判断を適切にサポートすることによって図られるべきである。

##### 【22ページ】

2-2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者関係

○求められる役割

携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、青少年のインターネット利用の管理ツール(フィルタリン

グ機能等) を、容易に利用可能な形で利用者に確実に提供する役割を担うことが求められる。また、保護者が適切に判断を下せるよう、判断材料の情報提供や保護者のリテラシー能力の向上等のサポートを行う役割を担うことが求められる。

○当面具体的に求められる事項

前述の求められる役割に照らし、携帯電話インターネット接続役務提供事業者には、具体的に以下の事項が求められる。

・ 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は保護者の適切な判断に資するため、以下の事項について、説明を行うことが求められる。

- ①保護者には、法律上、青少年のインターネット利用状況を把握・管理する努力義務が課されていること。
- ②携帯電話インターネットサービスの利用に当たって、青少年有害情報の閲覧等の一定のリスクがあること。
- ③フィルタリングは、リスクの軽減に有効な手段であること。ただし、フィルタリングはリスクを完全に除去するものではなく、保護者による利用状況の把握及び利用の管理が必要であること。

※例えば小学生には最も閲覧範囲が限定されたリスクの低いフィルタリングの方式を推奨する等、年齢段階に応じた適切な方式が推奨されることが望ましい。

・ なお、フィルタリング不使用/解除申告時には、上記に加えて以下についても説明を行うことが求められる。

①サービスの種類の選択やカスタマイズ機能の利用によって閲覧可能なサイトの範囲の調整が可能であり、利便性を特段損ねることなくフィルタリングによってインターネット利用環境の健全性を高めることが可能なこと。なお、閲覧件数が上位のコミュニティサイトを例にあげる等して、青少年に広く利用されているコミュニティサイトが閲覧可能であることを説明することが望ましい。

②フィルタリングを利用しない場合、青少年有害情報の閲覧等のリスクが飛躍的に高まること。この際、できるだけ具体的な例をあげて説明することが求められる。例として、青少年が、容易に青少年有害情報が掲載されているサイト、出会い系サイト、アダルトサイト及び残虐なコンテンツ等にアクセスできることがあげられる。また、警察庁の発表1によれば、青少年健全育成条例違反等の福祉犯被害に遭う青少年のうち98.5%がフィルタリングに加入していない等、保護者の判断に寄与すると考えられる情報を適切に示すことについても検討されるべきである。

③仮にフィルタリングの利用なしに携帯電話インターネットを利用させる場合には、フィルタリングによる保護がなくとも利用者が深刻な被害やトラブルに陥らないよう、保護者の責任において指導、管理をしなければならぬこと。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確実にフィルタリングを提供できるよう、サービス導入前に端末機器製造事業者等の関係者とフィルタリング提供方法について確認を行うことが求められる。</li> </ul> <p>【23ページ】</p> <p>○契約代理店に求められる事項について</p> <p>現在、携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約締結事務は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者が自ら行う場合よりも、むしろ、契約代理店を通して行われる形態が一般的である。インターネット上の青少年保護を更に推進する観点からは、上述の携帯電話インターネット接続役務提供事業者に求める説明事項を、契約代理店にも求める必要がある。</p> <p>【21ページ】</p> <p>○「親ケータイ」等の問題について</p> <p>保護者名義で回線契約が締結されているが、実際にはその保護する青少年が利用している携帯電話端末（いわゆる「親ケータイ」）が相当程度存在しているため、携帯電話インターネット接続役務提供事業者が青少年利用者に対してフィルタリング加入等を十分に訴求できていないという問題点が以前から指摘されてきた。最近では、特に、保護者が、一時的に携帯電話端末を青少年に貸し与えるケースについて、青少年がフィルタリング非加入の状態でも相当程度インターネット閲覧を行っているのではないかと指摘もある。法第17条第2項では、利用者が青少年の場合には保護者に対してその旨を事業者に申告することを義務づけており、保護者にはその義務を確実に履行することが求められる。また、同規定の認知が十分に進んでいないことから、行政には、認知度の向上を図ることが求められる。携帯電話インターネット接続役務提供事業者には、新規契約・機種変更等の機会を捉えた確認等により、青少年利用の有無の確認強化を進めていくことが求められる。また、一時的に携帯電話端末を青少年に貸し与えるケースについては、保護者は、それに伴うリスクを正しく認識することが求められる。</p>
--	--

検討課題	検討結果
<p><b>案4：フィルタリングの実効性の向上</b></p> <p>フィルタリングから漏れた青少年有害情報の存在等の指摘に対応し、フィルタリングの実効性の向上に向けて、携帯電話事業者、フィルタリング提供事業者及び第三者機関に求められる取組について検討を行う。</p>	<p>■概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ フィルタリング関係事業者には、更に利用者意向に配慮した利用しやすいフィルタリングを提供することや、フィルタリングの基準設定機能と個別の情報の基準への該当性の判断機能について、独立性と透明性を確保する仕組み作りについて検討すること等が求められる。</li> <li>・ 第三者機関には、認定サイトにおける犯罪抑止のために、運用監視の実効性の向上と認定基準の有効性の</li> </ul>

向上が強く求められる。その前提として、第三者機関が広く認定サイトに関する情報を収集、取得、分析を行うことが必要である。

・第三者機関には、同機関が客観的で公平な立場からサイト等の評価を中立的に行い得るための必要不可欠の前提として、独立性が求められる。認定の実効性を高めるために他の機関と連携した場合に、基準策定や、認定取消処分に関し他の機関が影響を及ぼすおそれがあるが、特に、監査的機能を有する部門において、第三者機関の活動を外部的な視点から確認し、場合によっては、第三者機関に対して助言や是正勧告を行う仕組みを整備することが実効的な対策となる。

#### ■中間報告の該当部分

【24ページ～25ページ】

#### 2-4 フィルタリング関係事業者関係

##### ○求められる役割

フィルタリング関係事業者（フィルタリングソフト開発事業者、フィルタリング提供事業者及びリスト提供事業者）は、青少年の発達段階及び利用者の選択に応じきめ細かく設定できるようにする等、性能及び利用者の利便性に配慮したフィルタリングを提供する役割を担うことが求められる。カテゴリ分類を含むフィルタリングの基準を設定する機能と個別の情報の基準への該当性を判断する機能については、表現の自由の観点から、行政、コンテンツ事業者及び通信事業者からの一定の独立性、基準設定方針の透明性を確保することが必要である。フィルタリングは保護者によるインターネット利用管理の重要なツールとなっていることを自覚し、フィルタリングの基準については、保護者の視点・感覚を反映したものとなるようにメンテナンスする役割を担うことが求められる。

##### ○当面具体的に求められる事項

前述の求められる役割に照らし、フィルタリング関係事業者には、具体的に以下の事項が求められる。

・現在、フィルタリング関係事業者によって、利用者意向に配慮したフィルタリングが提供されているが、更に利用しやすいものとするため、以下のフィルタリングの導入等に向けて、検討を進めることが求められる。

①年齢階層等の発達段階に対応した分かりやすい表現の採用（中学生向けコース、高校生向けコース等）

②発達段階に応じた多様なフィルタリングの提供と利用者年齢に合わせた適切な提供

・フィルタリングの基準設定機能と個別の情報の基準への該当性の判断機能について、行政等からの一定の独立性、基準設定方針の透明性を確保する仕組み作りに向けて、検討を進めることが求められる。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フィルタリングの基準が、保護者の視点・感覚をより反映したものとなるような仕組み作りに向けて、検討を進めることが求められる。</li> </ul> <p>【34ページ～40ページ】</p> <p>『4. 第三者機関の在り方』全般。</p>
--	--

検討課題	検討結果
<p><b>案5：新たなインターネット接続可能な機器についてのフィルタリング提供義務のあり方の検討</b></p> <p>フィルタリング提供義務等を定める法第17条乃至第19条に関し、スマートフォン、SIMロック解除端末、3G接続可能なタブレット型PC、ゲーム機、インターネット対応型テレビ等の新たなインターネット接続機器について、フィルタリング提供義務のあり方について検討する。</p>	<p><b>■概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年のインターネット利用環境に重大な影響を持つサービス（パーソナル性が高く、青少年利用の多いサービス）については、フィルタリングの利用を条件に役務提供する等のより積極的な対応を事業者を求める。</li> <li>・携帯電話端末（携帯電話回線利用）については、青少年のインターネット利用環境に重大な影響を持つサービスであり、フィルタリングの利用を条件に役務提供することが事業者求められる。携帯電話端末にスマートフォンが含まれることに異論の余地はない。</li> <li>・携帯電話端末（無線LAN利用）については、現時点では必ずしも青少年のインターネット利用環境に重大な影響を持つサービスとはいえ、フィルタリングの利用を条件に役務提供することが事業者にとまでは要しない。ただし、今後の無線LANの普及を見越して、現時点から実効性ある対策を検討する必要があり、最終報告までに各関係者に具体的に求められる事項の検討を行う。</li> <li>・その他の携帯型通信端末（スレート型PC、ポータブルゲーム機、電子書籍リーダー等）（携帯電話回線利用、無線LAN利用）については、現時点では必ずしも青少年のインターネット利用環境に重大な影響を持つサービスとはいえない。</li> <li>・残された検討課題として、携帯電話端末（無線LAN利用）時に各関係者に求められる事項のほか、ペアレンタルロック機能の活用、アプリケーションソフトへの対応があり、最終報告書までに結論を得る。</li> </ul> <hr/> <p><b>■中間報告の該当部分</b></p> <p>【41ページ～48ページ】</p> <p>『5. 多様なインターネット接続可能機器、ネットワークの多様化への対応』全般。</p> <p>【24ページ】</p> <p>2-3 インターネット接続役務提供事業者関係</p> <p>○当面具体的に求められる事項</p>

	<p>前述の求められる役割に照らし、インターネット接続役務提供事業者には、具体的に以下の事項が求められる。なお、特に、無線LANサービスが普及しつつあることに鑑み、今後本研究会において、携帯電話端末を利用した無線LANによるインターネット接続の際に、インターネット接続役務提供事業者等に求められる事項について、詳細な検討を行う。</p>
--	--

検討課題	検討結果
<p><b>案6：特定サーバー管理者の責任のあり方</b>            青少年有害情報等の流通に係る、特定サーバー管理者の責任のあり方について、民間主導を定める法第3条第3項の基本理念を踏まえ、検討を行う。</p>	<p><b>■概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定サーバー管理者の青少年閲覧防止措置について、法的義務への引き上げ、青少年有害情報の監視義務の創設及び、青少年閲覧防止措置に対する免責規定の創設は不適切であり、特定サーバー管理者間の自主的な取組の推進で対応すべきである。</li> <li>・自主的な取組としては、上位の特定サーバー管理者の催告にもかかわらず、下位の特定サーバー管理者において青少年閲覧防止措置が講じられない等の場合に限って、上位の特定サーバー管理者が、下位の特定サーバー管理者の管理する特定サーバーに付き青少年閲覧防止措置をとり得る、その場合であっても下位の特定サーバー管理者の判断を尊重する等のモデル約款の整備が考えられる。</li> <li>・特定サーバー管理者の連絡受付体制整備について、法的義務への引き上げは不適切である。また、上位の特定サーバー管理者が、青少年有害情報を発見した外部機関に、当該下位の特定サーバー管理者の連絡先を提供する方策は検討の必要性に乏しい。よって、特定サーバー管理者間の自主的な取組で対応すべきである。</li> <li>・自主的な取組としては、上位の特定サーバー管理者において、問い合わせフォーム等を整備し、下位の特定サーバー管理者に、その使用を推奨する等が考えられる。</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p><b>■中間報告の該当部分</b></p> <p>【25ページ～34ページ】</p> <p>『3. 特定サーバー管理者に期待される取組』全般。</p>

検討課題	検討結果
<p><b>案9：各関係者に求められる責務の再整理</b>            国及び地方公共団体、関係事業者並びに保護者の責務を定める法第4条乃至第6条に関し、各関係者によるこれまでの取組の効果を検証した上で、各関係者に求</p>	<p><b>■概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策が沿うべき基本的考え方を確立し、各関係者の責務を包括的に整理。基本的考え方を受け、下記の関係者に求められる役割を整理。</li> <li>・保護者は、その保護する青少年のインターネット利用環境整備に係る対策について、青少年の発達段階や</li> </ul>

<p>められる責務を整理する。また、各関係者の協働を促進するための方策について検討を行う。</p>	<p>教育方針に応じて適切に判断する役割を担うことが求められる。保護者は、かかる事項に適切な判断を下すために必要な知識・能力を身につけることが求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、青少年のインターネット利用の管理ツール（フィルタリング機能等）を、容易に利用可能な形で利用者に確実に提供する役割を担うことが求められる。また、保護者が適切に判断を下せるよう、判断材料の情報提供や保護者のリテラシー能力の向上等のサポートを行う役割を担うことが求められる。</li> <li>・インターネット接続役務提供事業者は、青少年のインターネット利用の管理ツール（フィルタリング機能等）を、容易に利用可能な形で確実に提供する役割を担うことが求められる。また、保護者が適切に判断を下せるよう、判断材料の情報提供や保護者のリテラシーの向上等のサポートを行う役割を担うことが求められる。</li> <li>・フィルタリング関係事業者には、青少年の発達段階及び利用者の選択に応じきめ細かく設定できるようにする等、性能及び利用者の利便性に配慮したフィルタリングを提供する役割を担うことが求められる。</li> </ul> <hr/> <p><b>■中間報告の該当部分</b></p> <p>【17ページ～19ページ】</p> <p>『1. 基本的な考え方』全般。</p> <p>【19ページ】</p> <p>2-1 保護者関係</p> <p>○求められる役割</p> <p>基本的な考え方でも触れたとおり、保護者は、その保護する青少年のインターネット利用環境整備に係る対策について、青少年の発達段階や教育方針に応じて適切に判断する役割を担うことが求められる。保護者は、かかる事項に適切な判断を下すために必要な知識・能力を身につけることが求められる。具体的には、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを積極的に認識すること、青少年のインターネットの利用の状況と青少年のリテラシーの向上を図るとともにそのレベルを適切に把握すること、及び保護者自らのリテラシーを向上させることが挙げられる。</p> <p>【22ページ】</p> <p>2-2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者関係</p> <p>○求められる役割</p> <p>携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、青少年のインターネット利用の管理ツール（フィルタリン</p>
---	---

	<p>グ機能等) を、容易に利用可能な形で利用者に確実に提供する役割を担うことが求められる。また、保護者が適切に判断を下せるよう、判断材料の情報提供や保護者のリテラシー能力の向上等のサポートを行う役割を担うことが求められる。</p> <p>【24ページ】</p> <p>2-3 インターネット接続役務提供事業者関係</p> <p>○求められる役割</p> <p>インターネット接続役務提供事業者は、青少年のインターネット利用の管理ツール(フィルタリング機能等)を、容易に利用可能な形で確実に提供する役割を担うことが求められる。また、保護者が適切に判断を下せるよう、判断材料の情報提供や保護者のリテラシーの向上等のサポートを行う役割を担うことが求められる。</p> <p>【24ページ】</p> <p>2-4 フィルタリング関係事業者関係</p> <p>○求められる役割</p> <p>フィルタリング関係事業者(フィルタリングソフト開発事業者、フィルタリング提供事業者及びリスト提供事業者)は、青少年の発達段階及び利用者の選択に応じきめ細かく設定できるようにする等、性能及び利用者の利便性に配慮したフィルタリングを提供する役割を担うことが求められる。カテゴリ分類を含むフィルタリングの基準を設定する機能と個別の情報の基準への該当性を判断する機能については、表現の自由の観点から、行政、コンテンツ事業者及び通信事業者からの一定の独立性、基準設定方針の透明性を確保することが必要である。フィルタリングは保護者によるインターネット利用管理の重要なツールとなっていることを自覚し、フィルタリングの基準については、保護者の視点・感覚を反映したものとなるようにメンテナンスする役割を担うことが求められる。</p> <p>※特定サーバー管理者及び第三者機関の責務の在り方については、『3. 特定サーバー管理者に期待される取組』(25ページ～34ページ)と『4. 第三者機関の在り方』(34ページ～40ページ)に記載。</p>
--	--

検討課題	検討結果
<p>法附則第4条に対応した検討</p> <p>『附則第4条 インターネットを利用して公衆の閲覧に供することが犯罪又は刑罰法令に触れる行為となる情報について、サーバー管理者がその情報の公衆</p>	<p>■概要</p> <p>・民間事業者と関係機関等との協力の下、社会的法益侵害情報に関する送信防止措置等が適切になされていると評価することができ、法令によりプロバイダ(サーバー管理者)の責任を制限することは、法理論上はまったく無意味とまではいえないものの、現状の運用や、社会的事実を鑑みれば、現時点で、当該情報を法</p>

<p>による閲覧を防止する措置を講じた場合における当該サーバー管理者のその情報の発信者に対する損害の賠償の制限の在り方については、この法律の施行後速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。』に対応した検討を行う。</p>	<p>令によってプロバイダ（サーバー管理者）の責任制限の対象とする必要性はないものと考えてのが相当と思われる。</p> <hr/> <p><b>■中間報告の該当部分</b></p> <p>【32ページ～34ページ】</p> <p>『3-3 補論：社会的法益を侵害する情報の送信防止措置をとった場合のプロバイダ（サーバー管理者）の民事責任について（青少年インターネット環境整備法附則第4条に対応した検討について）』全般。</p>
---	---